

(別紙)

配偶者同行休業の承認基準

職員から配偶者同行休業の請求があった場合において、公務の運営に支障がないと認められ、かつ、次に掲げる要件の全てを満たす場合に承認することとする。

- 1 職員として2年以上職務に従事していること
- 2 配偶者同行休業開始日前2年間において、病気休暇、病気休職又は起訴休職を理由として1年以上職務に従事しない期間がないこと
- 3 職務復帰後一定期間（5年）の在職期間が見込まれ、かつ職務復帰後に継続して勤務する意思があること
- 4 再度の配偶者同行休業の場合にあっては、前回の配偶者同行休業から一定期間（5年）の在職期間があること
- 5 直近の連続した2回の人事評価について、「相対評価結果が『第三区分』以上、又は二次評価結果が『3以上』であること